

特 記 仕 様 書

1 パイプテント（天幕及び横幕を含む）について

以下に相当するものとし、所定の場所に搬入、設置すること。

- (1) 天幕、横幕は防災加工され、カビ等の汚れのないものを使用すること。また、テントの色や形状等の市実行委員会の指示に従うこと。
- (2) 支柱は錆や変形等の無いきれいなものを使用すること。
- (3) ウェイトを利用し、会場の状況に応じた強風対策をとること。なお、ウェイトについては、倒飛壊防止に十分対応できる重量のものを使用し、万全を期すこと。
- (4) 倒飛壊が生じないよう適宜設置の状況を確認し、設置の不備等を発見した場合は、直ちに補修を行うとともに、その顛末を発注者に報告すること。
- (5) タイル等に設置する場合は、設置場所を傷めないよう養生を行い、撤去後は原状回復させること。なお、養生に必要な物品は受注者が用意すること。
- (6) 横幕は自力で巻き上げができるように設置すること。
- (7) 一部のテント内（ごみ集積所）に、ブルーシートを敷く場合は、養生テープ等で固定などし、飛ばないようにすること。

2 無線機について

無線機は、以下の物とし、所定の場所に搬入後、動作状況の確認及び調整を行うこと。

使用場所（東スポーツセンター内・会場駐車場）で問題なく使用できるようにすること。

- (1) 機 種 LTELトランシーバー IP500H又はIP502H （同等品可）
- (2) 付属品 ベルトクリップ、充電機、ACアダプタ、2ピースイヤホンマイク
- (3) その他 機器の仕様に際して必要な免許及び申請等は、受注者が事前に行うこと。
 - ①電波法令などを遵守すること。
 - ②電波使用料が発生する場合は受注金額に含めること。
 - ③充電済の状態引き渡すこと。

3 床養生について

体育館内は全面養生をすること。

下記エリアの養生については滑り止め機能を備えたものとする。競技の特性上、選手が濡れた素足で歩くことが想定されるため、できる限りの転倒防止に努めること。また、養生エリアについては別紙会場レイアウトについても確認すること。

- (1) 体育館から階段、2階の第1招集所までの動線
- (2) 階段から2階更衣室前までの動線
- (3) 第1招集所出口から第2招集所、プール内までの動線
- (4) 2階男子更衣室および2階女子更衣室内

4 映像（ディスプレイ）について

映像（ディスプレイ）は以下を備えるものとし、体育館内で問題なく使用できるようにすること。また、大会当日の映像については競技団体（埼玉県水泳連盟）が保有するYouTubeチャンネルを放映できる環境とすること。なお、競技中の撮影に関しては競技団体が実施する。

- (1) 大きさ 200インチ以上（ディスプレイ1枚で左記を備えなくても良い）
- (2) 解像度 896×512pix以上
- (3) その他 音声が体育館内で聞こえるようスピーカーも併せて準備すること。

5 その他設営について

児童プール、幼児プール、ジャグジーについては表彰エリアとして足場を組み、施工する予定であるため、表彰エリアについては作業開始時間の調整が生じることがある。